会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年九月九日
掲載頁　九十一頁（号外第一九八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年九月二十一日
秋田県由利本荘市川口字飛鳥下一〇番地一三
（甲）株式会社ベルモード
代表取締役　稲葉　豊

秋田県由利本荘市西梵天二三〇番地の二
（乙）合名会社ユタカ商会
代表社員　稲葉　友子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十一月一日であり、甲は会社法第七百九十六条第三項に基づき、乙は会社法第七百八十四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ず、取締役会の決議を平成二十三年九月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://corp.world.co.jp/ir/houteikouko ku/index.html

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十七日
掲載頁　二三七頁（号外第一三六号）
平成二十三年九月二十一日
神戸市中央区港島中町七丁目四番一
（甲）株式会社ワールドプロダクションパートナーズ
代表取締役　芦田　厚郎

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（乙）株式会社グローバルガーメントサービス
代表取締役　芦田　厚郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年八月二十四日
掲載頁　五十九頁（号外第一八四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年八月二十四日
掲載頁　五十九頁（号外第一八四号）
平成二十三年九月二十一日
広島市安佐北区口田南二丁目一六番二六号
（甲）株式会社イーシーセルビス
代表取締役　笠原　延元

広島市安佐北区口田南二丁目一六番二六号
（乙）森重産業株式会社
代表取締役　森下　基信

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年九月二十一日
沖縄県沖縄市泡瀬五丁目一五番三〇号
（甲）株式会社M企画
代表取締役　萬歳　公雄

沖縄県うるま市字赤道一番地一六
（乙）有限会社K．M
代表取締役　前田　立雄

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により近畿日本ツーリスト株式会社（乙、住所東京都千代田区神田松永町一九番の二）の北海道地区における個人旅行事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年一月一日であり、会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=155
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十三年九月二十一日
北海道札幌市中央区北三条西一丁目一番一
株式会社近畿日本ツーリスト北海道
代表取締役　佐藤　誠之

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により近畿日本ツーリスト株式会社（乙、住所東京都千代田区神田松永町一九番の二）の東北地区における旅行事業に関する権利義務および株式会社ＫＮＴツーリスト（丙、住所東京都千代田区神田松永町一九番の二）の東北地区における店頭販売事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日はともに平成二十四年一月一日であり、乙との吸収分割は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定しており、丙との吸収分割に関する株主総会の承認決議は平成二十三年九月二十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（丙）http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=112
平成二十三年九月二十一日
宮城県仙台市青葉区中央二丁目九番一六
株式会社近畿日本ツーリスト東北
代表取締役　野崎　佳政

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により近畿日本ツーリスト株式会社（乙、住所東京都千代田区神田松永町一九番の二）の商事事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年一月一日であり、会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（丙）http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=112
平成二十三年九月二十一日
広島県広島市中区幟町一三番一四号
株式会社近畿日本ツーリスト中国四国
代表取締役　三田　周作

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により近畿日本ツーリスト株式会社（乙、住所東京都千代田区神田松永町一九番の二）の九州地区における個人旅行事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年一月一日であり、会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=156
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十三年九月二十一日
福岡県福岡市博多区綱場町二番二一号
株式会社近畿日本ツーリスト九州
代表取締役　小島　卓也

平成二十三年九月二十一日
東京都千代田区神田松永町一九番の二
株式会社近畿日本ツーリスト商事
代表取締役　伊在井一裕

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により近畿日本ツーリスト株式会社（乙、住所東京都千代田区神田松永町一九番の二）の中国四国地区における旅行事業に関する権利義務および株式会社ＫＮＴツーリスト（丙、住所東京都千代田区神田松永町一九番の二）の中国地区における店頭販売事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日はともに平成二十四年一月一日であり、乙との吸収分割は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定しており、丙との吸収分割に関する株主総会の承認決議は平成二十三年九月二十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（丙）http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=112
平成二十三年九月二十一日
広島県広島市中区幟町一三番一四号
株式会社近畿日本ツーリスト中国四国
代表取締役　三田　周作

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により近畿日本ツーリスト株式会社（乙、住所東京都千代田区神田松永町一九番の二）の九州地区における個人旅行事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年一月一日であり、会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=156
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十三年九月二十一日
福岡県福岡市博多区綱場町二番二一号
株式会社近畿日本ツーリスト九州
代表取締役　小島　卓也